

# 精神障害者のコミュニケーションと自立

阿部俊彦

## はじめに

障害者自立支援法が、2006年4月より施行され、障害者の社会復帰、とりわけ、障害者が、病院や施設を離れ、地域で生活すること、また、経済的自立をすることが、同法の目的の一つとなっている。<sup>(1)</sup>

本稿が着目する地域活動支援センターは、入院していた患者（精神障害者）が、地域で自立的な生活できるよう橋渡しをする社会復帰施設の一つであり、言わば、病院と社会を結ぶ中間施設である。考察対象の地域活動支援センターAを、これから支援センターAと呼ぶことにする。

障害者自立支援法が施行され、障害者は、障害がどの程度なのか（障害認定）を決定され、就労促進に向けた事業に対し、認定された障害の程度において、福祉就労等、（経済的）自立に向けた取り組みをする。支援センターAに通う障害者の中には、簡単なアルバイトをする者、高齢者へのお弁当の宅配ボランティアをし、日当分を受け取る者もいる。その一方で、支援センターAに足を運び、時間を過ごす者も少くない。社会復帰始めた彼らが、同センターに通い、非精神障害者の時間・空間で過ごす時間を増やそうとしないのは、なぜなのだろうか。本稿は、彼らのコミュニケーションから支援センターAで過ごすことと自立の関係について考察することを目的とした。

なお、筆者は、本稿を論ずるに当たり、支援センターAで、相談援助ボランティアをしつつ、参与観察を行っている。<sup>(2)</sup> ボランティアは2007年4月から週一回（一回あたり約四時間）のペースで行い、今日（2008年9月1日現在）に至っている。また、参与観察の補足として、筆者が2005年2月下旬から同年3月上旬まで行った精神保健福祉士受験資格取得のための実習期間を加えたい。本稿の考察の対象となったのは、支援センターAに来所する統合失調症、躁うつ病、人格障害などの精神疾患を抱えたメンバー、同支援センターの職員である施設長、相談員、看護師、である（本論文は、支援センターA、及びその職員、利用者から作成の承諾を得ている）。

## 1 精神障害者の生活のしづらさ

精神障害者は治癒する者がいる一方で、長期に渡り病気の寛快と悪化を繰り返す者も多くいる。彼らは、病気自体が引き起こす苦痛、例えば、自己を否定するような幻聴や幻覚、妄想に悩まされたり、また、それらによって外に出られなくなったりするなど、彼らの生活能力を著しく減退させることが多々ある。さらには治癒しないこと、悪化してしまうのではないかと、という不安を、彼らの多くは抱えている。病気そのものが精神障害者の生活に影響を与えるものは少なくない。また、精神疾患による具体的な症状だけが、彼らの生活に影響を及ぼすのではない。寛解期においても症状の一部は残存し得るなど、後遺症が存在し、また、長期入院による社会経験の乏しさによる対人的・対社会的関係性のとり方の拙さが生じる。現在の医療において、人の精神疾患を発病するメカニズムは明らかにされていないが、対人・対社会関係が要因となって、精神疾患を発症することは少なくない。精神障害者は、精神疾患を抱えることで、他者と社会関係を結び、地域で生活を営むことが容易でなくなるのである。これらのような精神障害者が社会生活を送ることの困難さを、臺弘は「生活のしづらさ」と呼ぶ。<sup>(3)</sup> 臺は分裂病（統合失調症）圏の例を例え、生活のしづらさの具体的な例を示している。それは、①生活の仕方が下手であること、②人づきあいがまずいこと、③就労能力の不足、④生活経過の不安定性、⑤生きがいの乏しさ、である。

本稿は、生活のしづらさを抱えたコミュニケーションのあり方と自立を含めた生活実践について、地域活動支援センターを利用する精神障害者の会話をもとに考察したい。

## 2 メンバーにとっての支援センターA

### 2-1 支援センターAの概要

では、支援センターAを概観したい。支援センターAは関西のB市にあり、メンバーが施設を利用できるのは、火曜日から土曜日までの九時半から一九時までである。職員は、施設長1名（精神保健福祉士）、相

談員3名（精神保健福祉士）、メンバーと同様に精神障害者であるピアヘルパー1名、看護師1名の計6名である（2008年4月1日現在）。一日の施設平均利用者数は、15名から20名であり、男女の比率は7対3ほどである。施設の利用の仕方は登録制となっており、年度始めに職員と精神障害者が面談し、双方の合意の上でメンバーとして登録する。登録が許可されたメンバーは、自己の意志に基づき、自分の都合の良い時間に来所する。彼らは、支援センターAで、ソフトボール、バレーボールなどのレクリエーション、新聞広告折り込みなどの軽作業、ミサंगा、ぬいぐるみ作りなどの制作（創作）作業、職員との生活相談（看護師の場合にあっては医療相談）、メンバー同士での歓談などをして過している。

支援センターAには、施設利用ルールがある。このルールは、公共施設を使用する差異のそれと大きく違わない。<sup>(4)</sup>ただし、着目すべきルールが二つある。それは、①施設利用を精神障害者に限ると言うこと、②他者への言語・非言語による暴力を禁止するということが、を示していることである。前者は、支援センターAの利用要件であり、精神障害者のみ排他的に当該施設を利用することができる（知的障害か精神障害か判別の困難な者も、支援センターAが承認すれば利用できる）ことを示している。すなわち、精神障害者と非精神障害者との境界を設け、精神障害者固有の空間として支援センターAを位置付けているのである。後者は、メンバーの言語・非言語の暴力行為を禁ずることを通じて、彼らの表現の自由、行為の自由を保障すると同時に、そうした表現によって他者に危害を加えないというメンバーの自律性を要求している、ということである。

この二つの規則は、支援センターAという空間の意味を構成する重要な要素のように思われる。支援センターAは、非精神障害者を排除することで、メンバーだけの非日常的な空間を作り出し、禁止事項さえ回避すれば、メンバーは、同施設内での行為の自由が保障される。

## 2-2 支援センターAを利用することとは

地域に住まう精神障害者が社会復帰施設として利用するものの一つに、病院や、精神保健福祉センターの行うデイケアがある。デイケアのプログラムは地域活動支援センターのそれと似ており、料理、レクリエーションなどを含んだ軽作業や、治療に対する医療相談、あるいは地域で生活するため生活相談などがある。

病院デイケアでは、精神障害者の食費、レクリエーションにかかる交通費などは、診療報酬制度などによってまかなわれ、彼らの自己負担分はなしか、なしに等しい。<sup>(5)</sup>精神障害者の長期的な社会的入院は多く、退院後、両親、きょうだい死亡しているケースは少なくない。また、肉親による彼らの引き取り拒否も多く見られる。このような背景から、障害者年金、生活保護などを利用し、一人暮らしをするメンバーは少なくない（本稿は、家族が精神障害者を養うべきだ、と言いたいのではなく、一人暮らしの精神障害者は、想像以上に多いことを示したいのである）。そうした彼らが、費用負担の少ないデイケアではなく、自己負担のある支援センターAを利用するのだろうか。

### 職員の言葉

病院は、「シモネタ禁止」なんて規則いっぱいあるでしょ。エッチな話。でも、ここにはそんな規則ないし、ま、女性がいる前では、言っただけなんだけど。でも、実際には話しているし、そんな自由さが良いってメンバーは言ってる。

職員は、メンバーが支援センターAを利用する理由を、同センターでは利用規則に禁止事項が少なく、メンバーにとって比較的自由な言語・非言語行為が可能な空間であるから、と強調し、「病院とかはね、教育っていうかな、そういう話はいってはいけないものって指導している」と説明している。メンバーが、支援センターAに通う大きな理由の一つは、メンバー同士が自由に、場合によっては「シモネタ」のような社会的な逸脱、一般には眉をひそめられるような話さえも可能である、という点にある。しかし、その空間に禁止事項が少なく、多少の逸脱が許されるとしても、人は他者を警戒せず、自己が思うことを自由に話す、ということは、簡単なことではない。精神障害者をめぐる文献などの多くは、精神障害者が抱える困難の一つを、他者とコミュニケーションを図ること、と指摘している。<sup>(6)</sup>支援センターAが、メンバーの言語・非言語行為の自由を保証しているとしても、コミュニケーションを図ることが容易でない者同士が、円滑に相互行為するのは簡単なことではない。そうした彼らが、支援センターAに自由に会話することを可能とする（自由に会話していると実感する）空間を作り、それを維持するためには、メンバー相互のコミュニケーションのあり方に、独自の工夫を用いているのではないか、ということが考えられる。以下で、メンバーの

コミュニケーションのあり方を検討して行きたい。

### 3 メンバーのコミュニケーションの実際

#### 3-1 会話と発話権の移行

メンバーと個別に話すとき、彼らの語りが支離滅裂で、会話が成立しない、と言うことはほとんどない。彼らは熱心に自己を語り、他者とコミュニケーションしようとする。しかし、複数人で場を共有し、話をする際、独特なコミュニケーションとなるとなることが、しばしば見られた。

##### 事例一（談話室）

調査者：おはようございます。あの…①

Cさん：最近ね、調子ええんですわ。ここの行事も楽しいんでね。…②

Dさん：阿部さん、阿部さん。阿部さんはZ（国）に行きましたやろ。あっこ（あっちの）国で「こんにちは」、なんて言いますの？…③

調査者：あっちでね…④

Dさん：そうや。フランス語でね…⑤

Cさん：阿部さん、調子ええんですわ。…⑥

調査者：うん、最近は、大丈夫なん？…⑦

Eさん：阿部さん聞いてや。…⑧

（発話しないF、Gがいる）

※精神障害者のプライバシーを考慮し、発話内容に修正を加えた。以降、同様な理由でメンバーの発話に修正を加える。また、視線の移動、相槌などの詳細な会話分析をここでは用いない。本稿は、会話の展開の仕方、文脈分析を中心に行い、視線の交換、頷き、相槌の分析を割愛する。

事例一から発話一応答の関係を、順を追って整理したい。

まず、①から②を見てみよう。①で調査者は挨拶をし、②でCさんは「最近ね、調子ええんですわ」と調査者の発話に応答する。彼は挨拶に対し挨拶で応じることをせず、自己が示したい話題、すなわち、病状の調子の良さへと話題転換する。このとき、調査者の「あの」という問いかけは「調子のよさ」という発話権の奪い取りによって無効化され<sup>(7)</sup>、Cさん主体の話題へと展開されて行く。

②から③で、Cさんは、「阿部さん、阿部さん」と調査者に問いかけるDさんの割り込みにあい、発話権がDさんに奪われる。このとき、Cさんの「調子の良さ」という話題は、その空間の参加者に共有されるこ

とはなく、話題は広がりを見せることはない。発話権はDさんが奪い取り、話題はZ（国）のこととなる。

③から④において、調査者は「あっちでね」と応答することで、Dさんと二者関係を構築したことを示す。このとき、Cさんの話題はやり過ぎされ、話題の無視を通じて、Cさんはコミュニケーションする主体としての存在が排除される。

④から⑤では、④で調査者は、「あっちでね」の次に言葉を続けようとするが、DさんはZ国とは、関係のないフランス語の訳を持ち込もうとする。彼は、発話権を奪い、話題展開をしようとする意思を示す。

⑥から⑦では、Cさんが⑥で「阿部さん」という問いかけによって、「割り込み」に成功し、発話権を改めて奪い取る。発話内容も②の再現であり、Dさんの話題とまったく関係がない。ここで、DさんのZ国、フランス語の話題が、この場に共有されていないことが分かる。。

⑦から⑧では、⑦で調査者はCさんからの発話権の交代を受け、調子の良さへの話題を共有しようとする意思を示す。しかし、調査者の発話は、⑧のEさんの「阿部さん聞いてや」という言葉にさえぎられ、調査者の発話権がEさんに奪い取られる。Eさんは、「阿部さん聞いてや」と発話することで、Cさん、Dさんの存在を無視し、また、そのことを通じて、これまで交わされてきた、Cさん、Dさん、調査者とのやり取りの事実自体を無効化しているのである。

事例一では、メンバーの発話権の奪い合いが激しく見られる。「調子の良さ」を調査者に話したいCさんは、Dさんに発話権を一度奪われるのだが、再度奪い返し、「調子の良さ」を調査者に語り始める。この場において、円滑な発話権の移行を促す、発話の順番取り（turn-taking）システム<sup>(8)</sup>が機能していないことが分かる。この発話のやり取りに見られる「割り込み」は、発話者にとって、発話権を侵害する行為であり、発話の内容や行為の可能性を剥奪し、制限を加えるものである。「割り込み」をする・される関係は権力関係の一つと言っても良い<sup>(9)</sup>。「割り込み」によって主体としての自己が侵害されると、その空間での自己の存在を実感することが危うくなるからである。「『割り込み』への『割り込み』」や「発話権の独占への期待」は、「割り込み」によって奪われる行為主体としての自己の実感を保つこと、また、権力関係の構築を打開すること、の戦術の一つとは言えるのではないだろうか。

しかし、「割り込み」などによって、この空間に権

力関係が生み出されることや、行為主体としての自己の喪失を問題にされることはなく、「割り込み」が他者への暴力として機能しているようには見えなかった。メンバーにとって「割り込み」は、会話を進展させるためのツールの一つになっていたように思われる。

ただし、この空間で用いられる「割り込み」や、「割り込み」への「割り込み」などは、他者への暴力として機能するのではなく、参加者の話したい事柄の提示、発話の指名権の気軽さ、それに伴う話題転換の激しさ、に特徴があることを指摘しておきたい。「談話室」で歓談するメンバーの一人に、支援センターAへ来所する理由を訊ねると、「みんなと話ができて楽しいねん」という言葉が返ってきた。この空間が、発話権をめぐる「割り込み」の多い場であることを踏まえ、彼の意図する「みんな」とは、支援センターAにどのように存在する人たちを指すのか、また、楽しいと実感する「話ができる」というコミュニケーションのあり様とは、どのようなことを指すのか、を以下で検討していこう。

### 3-2 発話権の奪い合いに、なぜサンクションは生じないのか？

支援センターAにおいて、「割り込み」による発話権の奪い合いと、発話対象の一方向的指名・独占に対するサンクションは誰からも起こらず、会話の流れを読むことが出来ないことによる沈黙や、会話の停滞による「気づまり」や<sup>(10)</sup>、けんかなどが生じることはほとんどなかった。

われわれは日常において、二人以上の複数人が集まり、直接的に身体を向け合い、コミュニケーションするとき<sup>(11)</sup>、その場の参加者それぞれが、その場で何が行われ（あるいは、何を行わないのか）、どのような状況であるのか、などの思慮をめぐらし、自己を表現している。

E・ゴフマンは、人が居合わせる場面において、その場の参加者の相互行為と、彼らがその場を円滑に進行させ、秩序化していくことに、考察の焦点を当てている。本稿は、精神障害者のコミュニケーションを検討することから、E・ゴフマンの行為秩序論を考察の一助として用いたい。

普通は、何人かの異なった参加者が投企する状況についてのさまざまな定義は相互にかなり調整されているのである。（中略）

各参加者は、彼がその場で心に感じたことを抑制して、他者に少なくとも一時的には受け容れられると彼が感知した状況把握をするように、期待されているのである。<sup>(12)</sup>

複数人が、その場に居合わせたとき、すなわち、「出会い」の場では、その参加者らは、その状況がどのようなものなのか、また、事態はどのように進行していくのだろうか、など、場の意味を読み解こうとする。そして、その空間に生じている（生じようとしている）意味を自己の解釈に従って、参加者は提示する。その際、それぞれは自己が心に感じていたことをそのまま言語・非言語によってディスプレイするのではなく、その場に居合わせた他者に受け容れられるように、それぞれが状況の定義づけを調整し、コミュニケーションする。われわれは、心に思いつくこと、自己がしたいこと、また、個々の独自性や特殊性を、他者に思いのままに表出するのではなく、表出しないように努めるのである。さらに、自己が、そのように努めると同様に、他者に対しても、場の状況を考慮に入れることなく、個人の思いがそのまま溢れ出ることのないように期待し、要求している。つまり、われわれが出会う場には、自己の個人的な感情や、個々の独自性を過度に他者に表さぬような、節度（道徳的期待）が求められているのである。<sup>(13)</sup>

また、個々に節度が期待されている（節度の内面化）ことによって、その空間が、如何なる場であるのかについて、個々が示す状況の定義づけは調整され、場の意味秩序が共有されていく。状況の定義づけが調整されていく際、その場に相応しくないことは排除され、意味秩序は構成されていくのである。われわれが居合わせる出会いの場には、その状況の定義において、無関連なものを排除し、排除することで「出会い」における参加者とそれ以外の者、また、その場に相応しい話題と相応しくない話題、の境界を維持しようとする力が働いている。

では、事例一の①から③を、再度振り返り、発話のやり取りから、場（状況）の定義づけをめぐる参加者の対応関係を見行きたい（紙幅の都合上、④以降の具体的な検討を割愛する）。

まず①で、最初の発話権は調査者にあり、「おはようございます」という挨拶をCさんに向けている。調査者は、「あの」と発話権を維持する意思を示す。調査者は挨拶を通し、Cさんと二者関係的な場を作り出だそうとしている。

②でCさんは挨拶に挨拶で応じる儀礼を飛ばし、さらには調査者の「あの」という問いを無視する。彼は「調査者の問いかけに応じるCさん」という場の意味づけを無効化し、その場を「調子の良さ」を話題を示す空間、自己の話題の裾野を広げる空間であることを定義し、それをディスプレイする。①から②における調査者とCさんの発話—応答関係では、Cさんは調査者の状況の定義づけに呼応していないことが分かる。

さらに、③では、DさんがCさんの発話に「割り込み」、Cさんと調査者の会話文脈と関係のない話題を挟み込む。Dさんは、この場に生じている調査者とCさんのやり取りの場（発話—応答関係）という意味づけに対し、自己が話したい事柄を、思いのままに表出し、「阿部さんはZ（国）に行きましたやろ」と、調査者とDさんのやり取りの場へと、状況を意味づけようとしている。調査者とDさんの発話行為を通じて、調査者とCさんのやり取りという行為、そして、この二者の発話内容そのものは、「今・ここ」の場に相応しくないものとして排除されていく。

言語・非言語を用いて、今、誰が何をしているのか、あるいは、何をしようとしているのか、などの場の意味を生み出し、構成しようとする枠組みが、発話権の交代（「割り込み」の活発化、『割り込み』への『割り込み』を含め）によって、二転三転していく。場の意味を秩序立てようとする枠組みが揺らいでいくことによって、①から③が、一定の意味ある場面として、参加者が経験することは難しくなっている。

事例一は、参加者の相互行為によって、一つの意味ある経験として、この場が秩序化されるのではなく、参加者による発話権の交代の激しさから、発話内容が分断され、また、それに伴い、その場の参加者によって調整されるべき話題が拡散し、この場を多様な経験の可能性を産出してしまふ時間・空間として読み換えられてしまっている。調査者とメンバーの発話のやり取り（相互行為）は、ある一つの経験の意味秩序をその場に作り出す実践としてではなく、相互行為秩序自体が、そもそも参加者の道徳的期待の上に成り立つがゆえの、場の意味の揺らぎやすさや、脆弱さを露見させてしまう営みとなっているのである。<sup>(14)</sup>

このように場の意味や、状況の定義づけの不安定な空間において、「みんなと話できて楽しいねん」とするときの「話ができる」という実感や、会話する行為主体とは、如何なるものなのだろうか。

まず、「話ができる」という実感から検討したい。事例一では、一つの話題が共有されることなく、話題

の転換が著しい。そこでは、「割り込み」や、『割り込み』への『割り込み』が非難されることなく、やり過ごされている。つまり、その場の参加者は、「割り込み」や『割り込み』への『割り込み』を間接的に承認しているのである。さらに、「割り込み」をやり過ごすことで、「割り込み」をする他者の存在自体を承認し、そうした他者をその空間で会話する存在として、すなわち、共在する他者関係として承認する。「話ができる」とは、自己の思いを溢れ出しながら、その場に共在する他者を実感することではないだろうか。

メンバーは支援センターAの規則の一つである「暴力的な言動や行為を禁止します」を援用する。そうすることで、発話権の奪い取りに対する直接的なサンクションを生じさせない。彼らは、「割り込み」をも、会話の仕方の一つとして認め合い、「話ができる」他者として互いの存在を実感するのである。そして、メンバー相互が、「話ができる」関係性として、また、その場を彼らにとっての「話ができる」空間として読み替え、維持しているように思われる。

次に、会話する行為主体について。会話は、参加者による発話の発話文脈に沿って、発話内容に意味が与えられ、さらに、その場に相応しくない解釈や、意味を排除し、多様な解釈や経験がされないように秩序立てられていく。しかし、メンバーは、発話の順番取りを通じて、その場に意味を生み出し、それを秩序立て、確定していく主体として存在しているのではない。彼らは、発話内容に意味を生み出していくことよりも、その場に他者が共在し、「気づまり」などを生じさせることなく、円滑に会話をしているかのように振舞うこと、また、滞りのない会話が、そこに成立しているという事実を構成する主体として存在すること、また、「気づまり」ない場が形式的に成立することに、意義を見出しているように思われるのである。

#### 4 障害者と非障害者のコミュニケーション

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、また、就労の機会拡大のために「障害者雇用促進法」（「障害者の雇用の促進などに関する法律」）<sup>(15)</sup>が、二〇〇六年四月一日に改正され、同法律の対象に、精神障害者が含まれた。この法律改正によって、各企業は、精神障害者を雇用率（実雇用率）に算定できることとなり、また、それに伴って、納付金・調整金・報奨金の算定においても同様の取扱いをすることになった。このように障害者の就労に関する法律が整備

されつつあるが、支援センターAのメンバーは、就労を目指しながらも、ためらいを感じている。

事例二

Hさん：阿部さん、仕事就きたいなって、思うやんか。でも、病気のこと隠したほうが良いんか、(病気のこと)話して、仕事して良いんかわかんなくて。

調査者：仕事探してるん？

Hさん：うん。病気のこと話さないと、また、具合が悪くなったときに、休めへんし、障害者採用やと、普通の人と絶対思われへんやんか。あ、やっぱり違うって。

調査者：具合が悪いって、たとえば、どんなん？

Hさん：絶好調のときは、良いんやけど、すぐ度を越して、テンション高くなって、キーって思うようになって、ズバズバかまわず…。もう周りがね。後ですごく落ち込む。

就労の問題の一つは、精神障害者への偏見である。全国精神障害者家族連合会の『精神病・精神障害者に関する国民意識と社会理解促進に関する調査研究報告書』<sup>(16)</sup> (平成九年度)によれば、精神障害者に対するイメージ(複数回答)は「変わっている」「こわい」がそれぞれ三割を超えている。病気を隠し就職する場合、病名の露見は彼らの就労に大きな弊害となることがうかがえる。

就労支援は、完治に至らない寛解期、慢性期の精神障害者にも行われている。慢性期にある彼らの病状は、不安定であり、調子の波がある。朝は調子が良くても、夕方まで調子を維持できないことがある。また、この一週間調子が良くとも、翌週も心身の調子そのまま維持されるのか、分からない。病状が、急性期を脱し、寛解、治癒する過程で、調子の波があるのである(一生、治癒せず、慢性期を過ごす精神障害者は少なくない)。

事例二は、就職する際のHさんが抱えるジレンマを示している。病気は安定せず、好不調の波がある。病気を抱えていると会社に伝えておかないと、仕事を休むことは容易でない。だが、精神障害者であることをカミング・アウトして採用されると、休むことは可能となるが、「普通の人」として扱われることはない。

非障害者が、精神障害者を「普通の人」ではないと感じるのは、精神障害者が病気を抱えているとカミング・アウトする時点とは、限らないだろう。Hさんは、

他者と接し、具合が悪いと、「絶好調のときは、良いんやけど、すぐ度を越して、テンション高くなって、キーって思うようになって、ズバズバかまわず…。もう周りがね」という。「ズバズバかまわず…」が示すのは、事例一で検討した場の秩序を揺るがず個人の感情の溢れ出しの状態ではないだろうか。

われわれの「出会い」の場では、その空間に相応しい意味を生み出し、その過程で相応しくないものを排除していく。意味秩序を構成していく際、その弊害となる「ズバズバかまわず…」を発する者は、節度をわきまえない「普通の人」ではない者として、「変わっている」「こわい」存在となるのである。

一方、支援センターAでのメンバーは、会話に「割り込み」を許し、個人の感情の溢れ出しを認め合う。場の秩序が揺らぎ、意味が拡散する恐れがあるとしても、その状態をも会話として承認し、会話が成立しているかのような実感を生み出す。精神障害者と非精神障害者には、会話の楽しさや、会話の存在を実感する仕方、技法に違いが存在している。

支援センターAの職員は、精神障害者のコミュニケーション能力が拙いとして、次のように説明する。

メンバーはね、普通の人と話をするって機会は少ないし、もし、話をするとすると、黙ってしまう人が多いんですよ。なんか話せないって。話すの難しいって。長期入院しはった人も多いから。健常者と話すっていう経験が少なくて。(非精神障害者とのコミュニケーションの)経験の不足かなって、思う。

メンバーは、自己が精神障害者であることを意識し、他者に話しかけないことによって、個人の感情の溢れ出しを防ぎ、場の秩序を乱すことを回避しようとする。だが、話さないことが、非精神障害者と居合わせた場合、その空間の参加者の間に「気づまり」を生じさせる場合がある。非精神障害者は、精神障害者が沈黙することで、彼らが何を考えているか分からず、状況を定義することが困難となり、場の秩序が揺らぎだす。非精神障害者は、彼を「こわい」存在として排除してしまうのである。

精神疾患とは何であるかを知る者・知らぬ者、また、精神障害者に対し理解のある者・ない者が、混在する就労の場においては、メンバーが用いるコミュニケーションの技法と、メンバー以外の人たちが用いるそれとが、ぶつかり合うことは想像に難くない。「みんなと話ができて楽しいねん」という言葉は、メンバー

が支援センターA以外の相互行為場面で遭遇する、コミュニケーション技法の衝突によって実感された故の思いなのではないだろうか。人は、コミュニケーションを通じて、その空間の意味を作りつつ、その場の参加者としての自己の存在を、また、社会的存在としての自己を、実感をしているのである。

### おわりに

この約一世紀の間で、精神障害者をめぐる精神保健福祉施策は、大きな移り変わりを見せている。簡単にその変遷を見ると、1900年には、精神障害者の私宅監置の監督責任を明記した精神病患者監護法が施行され、1950年の精神衛生法が制定されるまで存在していた。ただし、私宅監置を廃止した精神衛生法さえも、社会的防衛の色合いの濃い、入院手続法の性格を有していたものである。入院患者である精神障害者の劣悪な処遇が明らかとなった、1984年の宇都宮事件を契機に、精神障害者の人権保護と社会復帰の促進を目的とした精神保健法が制定される。同法の改正では、精神障害者の病院から社会復帰施設への移行が促され、地域ケアの流れが生まれた。1995年には、精神障害者の自立と社会経済活動への参加促進を目的とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（「精神保健福祉法」）へと変更された。2006年には、障害者自立支援法が施行される。これらの法律を見ると、精神障害者を捉える視点は、社会の秩序を脅かす社会的害悪、隔離の対象から、人権保護の対象、地域に住まう生活者、社会経済活動の担い手へと、移り変わったことが分かる。

精神障害者の権利擁護が叫ばれ、社会的入院を減らし、地域で暮らす施策が講じられたとしても、精神障害者が自己の生活圏を拡大することは容易ではない。それは、彼らを取り巻く者たちの、「こわい」「変わった人」「何をするか分からない」といった単純な思い込みや、偏見からだけでなく、具体的な相互行為場面において、地域で暮らすことの難しさを精神障害者が実感するからである。支援センターAで承認される個人の思いの溢れ出しは、日常において排除の対象となっており、思いの溢れ出しの排除を通じて、彼らは自己の存在の排除を実感する。

個人の思いが溢れ出ても、それが許容される場合は、「出会い」における意味秩序を円滑に構成しようとする者にとって、異質な空間である。しかし、精神障害者にとって、個人の溢れ出しを互いに許容すること

は、彼らが自らを社会的な存在として実感し、自らの生を生きる技法として、支援センターAで実践されているように思われる。われわれは、意味秩序の揺らぎの場から、精神障害者を排除するのではなく、彼らの用いるコミュニケーション技法を承認し、その場に居合わせた者たちの存在を認め、共存する術を検討していく必要があるのではないだろうか。

最後に本論文の作成を快く承諾し、精神障害への思いや、精神障害者をめぐる現状などについてアドバイスしていただいた支援センターAのメンバー、職員の皆様に心より感謝申し上げたい。

### 註

- (1) 『「障害者自立支援法」のポイント』 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihouken/jiritsushienhou01/index.html> 二〇〇七.九.九
- (2) 地域活動センターA及び、そのメンバーは、精神障害者を取り巻く環境が、少しでも良くなることを願うとして、調査に快く応じていただいている。心より感謝したい。
- (3) 臺弘「リハビリテーションプログラムとその効果、精神疾患」『続・分裂病の生活臨床』 創造出版 一七二頁
- (4) 支援センターAの規則は、以下の通り。①「利用者は常に社会人としての自覚と責任を持ち、それに伴った行動を取ってください」、②「設備の利用、備品の貸し出しは登録者に限ります」、③「設備を大切に扱うこと」、④「施設内での飲酒、アルコール類の持ち込み、酒気を帯びての来所は禁止します」、⑤「私物や貴重品などは個人の責任で管理して下さい（紛失、破損などについては、個人の責任とする）」、⑥「火気、タバコの消し忘れには、十分注意すること、寝タバコは禁止します」、⑦「近所や他の支援センターA利用者等の迷惑にならないよう利用してください」（付則「暴力的な言動や行為を禁止します」）、⑧「施設内での賭事を禁止します」、⑨「施設内での宗教活動や選挙活動を禁止します」、⑩「施設内外を問わず、処方されている薬のやり取りは禁止します」、⑪「利用者は本規則を守って利用して下さい。規則を守れない場合には、当施設の利用停止もしくは禁止いたします」
- (5) 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部 『自立支援医療について』（障害保健福祉関係主管課長会議 資料3）二〇〇五.六.九（PDFファイル）  
<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory/3C0FA6965302CB7B4925701F00089D6D?OpenDocument>  
 二〇〇七.九.九
- (6) 精神保健福祉士養成セミナー委員会編 『精神保健福

社論』第三版 へるす出版 二〇〇五 七五頁 精神障害の特性として、蜂矢英彦の疾患と障害の関係を例に挙げている。そこでは、障害を二分類し、機能障害として、思考障害、知覚・注意・衝動・情動や気分・意思などの障害をあげ、能力障害として、社会生活能力、対人関係能力、作業能力の障害を上げた。

- (7) R・D・レイン 志貴春彦・塚本嘉訳 『自己と他者』みすず書房 一九七五年 一九二頁 発話者の発話内容を受け手が的外れな応答をすることで、発話者の発話意図が二社の相互行為において無にされる。これに伴い発話者の存在自体が根こそぎ排除されてしまう。
- (8) 山崎敬一・好井裕明 「会話の順番取りシステム」『美貌の陥穽』ハーベスト社 一九九四年 三九 - 四五頁 山崎・好井は、「割り込み」を「今話している人が自分の話をし終える以前に、すなわち話している最中に、次の話し手が話し始めることである。これは、単に話が重なることと区別されるべき」としている。
- (9) 山崎・好井 同右 四三頁
- (10) E・ゴフマン 佐藤毅・折橋徹彦訳 『出会い - 相互行為の社会学』誠信書房 一九八〇年 三四 - 三五頁
- (11) E・ゴフマン 同右 四頁
- (12) E・ゴフマン 石黒毅訳 『行為と演技 - 日常生活における自己呈示』誠真書房 一九七四年 一一頁
- (13) E・ゴフマン 同右一五頁
- (14) 草柳千早『「曖昧な生きづらさ」と社会』世界思想社 二〇〇四年 二〇六頁
- (15) 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/kaisei05.pdf>) 二〇〇七. 九. 九
- (16) 全国精神障害者家族連合 (<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/1997/00585/contents/029.htm>) 二〇〇七. 九. 二八